会 議 録

会議体名		令和３年度第２回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会
開催日時		令和３年７月30日（金）10時～11時30分
場　　所		本庁舎５階　507～510会議室（一部オンライン会議）
出席者	委員	治部れんげ、クリストッフェル　クランツ、有里真穂、ふまミチ、星京子、清水みちこ、原実則、水谷文、ミラ　ゾンターク、北野新弓、大谷久美子、比金敏彦、矢口節子、本村久美子、原田諭貴子、森雅信、本田茂樹
	事務局	総務部長・男女平等推進センター所長・係長・係員・株式会社創建
公開の可否	会議	公開
	会議録	公開
会議次第		議題 １　第５次としま男女共同参画推進プランの将来像について ２　第５次としま男女共同参画推進プランの素案について ３　その他
会議資料		＜資料＞ 令和２年度第２回男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会　次第 資料１：第５次としま男女共同参画推進プランの将来像について 資料２－１：第５次としま男女共同参画推進プラン（素案） 資料２－２：第５次としま男女共同参画推進プランの指標案について 資料２－３：第５次としま男女共同参画推進プランの施策に係る事業案について ＜参考資料＞ 令和３年度豊島区男女共同参画推進会議　委員名簿 令和３年度豊島区女性活躍推進協議会　委員名簿
会長 事務局 会長 事務局		本日は傍聴希望の方はいるか。 本日、傍聴希望の方はいない。 では早速、議題の１に入る。本日はプランに掲げる将来像について決定したいと思う。事務局より資料１の説明をお願いしたい。 第５次としま男女共同参画推進プランの将来像についてである。前回の第

	１回男女共同参画推進会議において、将来像を事務局案ということでお示しをさせていただいた。原案ということで、「すべての人が互いの個性を尊重し、共にいきいきと暮らすまち」という提案をさせていただいた。それについて、２番に記載があるとおり、委員の皆様から修正案ということで７つの案をいただいたところである。こちらを事務局の方で内容を検討させていただいた結果、２ページ目にあるとおり内容としては大きく３つの案に集約されるのではないかと考え、改めての事務局案として、３つの案を提案させていただきたいと考えている。 　まず１つ目は「すべての人が互いの人権と個性を尊重し、共にいきいきと暮らすまち」、２つ目が「すべての人が互いの多様性を尊重し、共にいきいきと暮らすまち」、３つ目が「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共にいきいきと暮らすまち」となっている。３つの案の相違点についてはアンダーラインと網掛けで示したところである。
会長	３つに集約された事務局案の中から選んでいきたいと思うが、これについて何かご意見ないしは、ご質問がある方は挙手をお願いする。
副会長	この将来像については最終的にどのように使われるのか疑問点を持った。つまり、これは区民に対するポスター等に載せるものなのか。それとも、行政の中で男女共同参画を進める上で、具体的な事業を進める際の概要としてのものなのか。その内容によって、どのように作るべきかというのは変わってくると思っている。
事務局	将来像の取り扱いだが、この計画の中での位置付けとしては、第５次プランの素案10ページにこの計画の体系図をお示しさせていただいている。この計画には３つの目標とそれを目指すための施策の方向や構成する各施策等を示しているが、本日決定いただく将来像に向かって、それぞれ目標を持って計画を進めていくということになる。そのため、今後様々な事業を行う際にも、この将来像を目指して様々な取組をするということになると思う。
会長	今、決めようとしている文言が行政を縛るものなのか、もしくは区民みんなで頑張ろうというような、区民の皆さんに対するメッセージなのか、ある

	いは行政の事業に対するものなのかということで、主語にあたる部分が気になっていたのだと思う。素案の10ページということは、これは豊島区の行政としての目標であるという理解でよろしいか。
事務局	豊島区の目標でもあるが、この中では区民の方たちにもご参加いただく事業もあるため、区民の方々にご参加いただく際にも、この将来像を目指していくことになると思う。主語ということで言えば、区の計画であるので、区が主語になると思う。
会長	他に何かご質問ご意見等がある方はいるか。
委員	事務局案では全て「共にいきいきと」という言葉が入っている。事務局としては、どうしても「共にいきいきと」という言葉を入れたいのか、伺いたい。私の案としては、「人権」と「多様性」という言葉はぜひ入れたいと思っているので、事務局案の３番を推したいと思う。その場合、少し長くなってしまうため、「共にいきいきと」という言葉はなくても良いのではないか。あるいは「共に暮らすまち」として、「いきいきと」という言葉はなくても良いのではないかと思っている。
会長	何か事務局からコメントがあればお願いしたい。
事務局	１ページ目の原案をお示しさせていただいた際に、この「いきいきと」というところと「共に暮らすまち」についての説明文を書かせていただいている。「共に暮らせるまち」については、推進条例の前文から取っているものである。また、「いきいき」という文言であるが、前向きな姿勢を表すということから、「いきいき」という表現を入れているところである。
会長	こちらの事務局案の３つについて、何かご質問、ご意見はあるか。
副会長	これは基本的に行政に対するメッセージと考えた時に、結果的に全ての区民が、互いに多様性と人権などを尊重することになれば非常に良いのだが、事業を実施する上では結局、区民が主体になるので、具体的にできることは、あまりない気がしている。もしも行政のメッセージであるのだとしたら、「多様性と人権が尊重されるまちにします」というような書き方の方が良いのではないかと思った。主体性をはっきり示した方が良いと思った。

会長	これは豊島区に限らないが、誰がやるのかということはどうしても曖昧になりがちである。私は、東京都や国の委員にもなっているが、大体、意識を変えようと言っていることが多いのだが、「誰が」「誰の責任で」「できなかったときは誰がどうする」といったところが、言語的に曖昧になりがちであるところは問題点であると思う。
事務局	前回の委員会だったと思うが、委員の方から区民の主体性を強調する言い方が良いのではないかというご意見を頂戴し、区民が主体となる表現ということで、こういった形にさせていただいたところである。
委員	私も３番が良いと思っており、長いのであれば、「いきいき」を消しても良いと思う。
委員	多様性と人権が両方入っているということで、私も３番が良いと思う。もし副会長のご意見に合わせるのであれば、後ろの部分を「暮らす」ではなく「暮らせる」とすれば、区民の主体性も、行政としての責任も表現されるのではないかと思う。
委員	私は人権という言葉はやはり落とせないと思っている。それは、先ほどご紹介のあった10ページの計画の体系図の中に目標が入っているが、その中で、人権に関する目標が一番上に入っているということもあり、人権と多様性という言葉が残っているものが良いと思っている。また、主体をどこに置くかということであるが、基本的には施策について話し合う会議なので、豊島区の名前が入ることが自然な流れとは思う。しかし、前回の議論でも、やはり誰がやるかというと、豊島区、行政だけが動いていてもできず、当然のことながら、実際は区民が一生懸命やらないと、この政策自体はまさに絵に描いた餅になってしまうというお話があった。10ページに戻るが、目標が「すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち」となっており、それに向けて豊島区の方から色々な情報提供であったり、教育・研修活動が展開されるということで、旗を振るのは豊島区にやっていただくことになる。しかし、やはり我々一人一人の区民が主体的に参画できないと実現できないと考えているため、人権と多様性が残っているものが良いと思う。

会長	委員におかれましては一貫して個人の立場から、やはり主体性を持って参画、自分たちがつくるまちであり、行政任せではないという非常に力強いご意見をいただいているところである。 事務局案に関しては３番に集約されつつある。他にもご意見ある方はいらっしゃると思う。全く別の案でも良いし、３番に対する改善案でも良いが、他の委員の皆様はご意見いかがか。
委員	先ほどありました、「暮らすまち」でなく「暮らせるまち」という言い方は、非常に良い案ではないかと思っている。
委員	私は「人権」と「多様性」という言葉は必要だと思っている。１番の個性も大事と思っていたが、多様性の中で個性の尊重が前提となっていると思い、この「人権と多様性を尊重」の方が良いと思っている。「すべての人」が「暮らせる」という考え方も素晴らしい考え方と思う。
委員	私は事務局案の中で、先ほどから出ているように、区民の方が主体となっているということで、区民の方たちが言葉の価値観やライフスタイルを認識していく流れの中で、そのセンテンスはある程度短い方が、きちんと身をもって感覚的に受け入れられると思う。先ほどから出ている多様性というのは、今の時代の潮流の中で、尊重していかなければならないところであると思う。私もこの３番の中でもう少し言葉を短くできればと思っていたので、「共にいきいきと」というところが、自分の中で大事な言葉ではあるものの、「いきいきと」ではなく「共に暮らせるまち」とした方が非常に分かりやすく、区民の方たちがなじめる言葉だと思っている。私も３番でよろしいかと思っている。
会長	他にご意見はあるか。今のご意見の方向性では、事務局案３にしつつ、「いきいきと」というところを「共に暮らせるまち」に修正するという案が、皆様の合意のような感じだと思うが、よろしいか。今の皆様の修正案を踏まえると、「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち」ということでいかがか。 それでは、皆様のご意見を踏まえて、こちらからのご提案として、事務局

	案３番を少しアレンジし、「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち」ということでよろしいか。では、将来像についてはこれで決定する。 　続いて議題２に入る。まず事務局に資料２－１の説明をお願いする。
事業者	初めに２ページをご覧いただきたい。「１　計画の背景」では、計画策定の目的、国の動向、東京都の動向、豊島区のこれまでの取組について記載している。 　「（１）策定の目的」をご覧いただきたい。ここでは区の男女共同参画に関するこれまでの取組と実態および社会動向を示した上で、第５次プランを策定する目的を明らかにしている。続いて３ページは「（２）国の動向」として、現行プランを策定した平成28年12月以降の国の政策動向を項目ごとに示している。４ページも国の動向と同様に、東京都の動向を平成28年12月以降の政策動向を項目ごとに示している。５ページ「（４）豊島区の取組」では、昭和63年に最初の男女共同参画に関する計画となる、としま150プランを策定して以降の区の取組を表している。なお、ここでは計画や条例、宣言など、主な取組のみを抜粋している。 　続いて６ページ「２　計画の性格」では第５次プランの計画の位置付けを示している。第５次プランは豊島区男女共同参画推進条例第10条に基づき策定する行動計画であり、国の男女共同参画社会基本法第９条ならびに第14条に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられている。また、目標１の施策の方向の「（１）ＤＶの根絶と支援体制の充実」を第３次豊島区配偶者等暴力防止基本計画、「目標２あらゆる分野で女性が輝けるまち」を第２次豊島区女性活躍推進計画として位置付けている。それぞれ法律に基づく市町村基本計画、市町村推進計画に相当するものになる。さらに、区の上位関連計画との関係についてもここで明らかにしている。 　続いて７ページでは「３　計画の期間」について、第５次プランの計画期間を示すとともに、第５次プランに包含される第３次豊島区配偶者等暴力防止基本計画および第２次豊島区女性活躍推進計画の計画期間も示している。

	また、参考として上位計画にあたる区の基本計画の計画期間も示している。 続いて８ページ「４　条例の基本理念と目指すまちの姿」について説明する。区では平成15年に豊島区男女共同参画推進条例を制定し、平成31年には多様な性自認、性的指向の人々が抱える課題を性別に起因する人権課題と捉え、同条例の中に位置付けるとともに、パートナーシップ制度に関する規定を追加するなどの改正を行っている。「（１）条例の改正と最終目標」では、そのような条例改正の内容と、男女共同参画社会の実現という同条例の最終目標を明らかにしている。「（２）豊島区の目指すまちの姿（計画の目標）」では、同条例の基本理念に基づき、各目標が目指すまちの姿を詳述している。続いて９ページの「５　豊島区配偶者等暴力防止基本計画」について、「（１）策定の目的」では、区のこれまでの取組を示すとともに、配偶者等暴力に関する区の現状および近年の社会動向、政策動向を示している。そこから、第３次豊島区配偶者等暴力防止基本計画を策定する目的を明らかにしている。 続いて、同じく９ページ、「６　豊島区女性活躍推進計画」についても同様に、区のこれまでの取組、女性活躍に関する区の現状と社会動向、政策動向を示し、同計画を策定する目的を明らかにしている。 　最後に10ページ、11ページは「７　計画の体系図（目標と施策の方向、施策）」についてである。ここでは第５次プランの将来像、目標、施策の方向および施策を図示し、見開きで体系図を示している。今、将来像の所が空欄になっているが、先ほど決まった将来像がここに入る予定となっている。
事務局	続いて、第２章計画の内容について説明する。12ページをご覧いただきたい。目標１「すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち」の施策の方向１「ＤＶの根絶と支援体制の充実」の現状と課題についてである。ＤＶは被害が深刻化、長期化しやすいという特性がある。さらに子どもの前でのＤＶは児童虐待に当たり、ＤＶや虐待は連鎖していくリスクがあるということが、十分に理解されているとは言えない。豊島区では虐待と暴力のないまちづくり宣言を、そして同年、ＤＶセンターを設置するなど取組を進めてきたが、十分に進んだとは言えない。暴力を容認しない社会風土を醸成するため

	の取組を、区民、団体、事業者等が一体となって強力に推進していく必要がある。施策の方向の考え方として、１点目は区職員を含めた豊島区全体でＤＶに対する理解や認識を深めることが重要である。２点目はＤＶ根絶に向けた計画、３点目では早期発見から自立支援まで切れ目のない支援体制の構築、そして、関係機関や民間団体等との連携強化を図り、被害者の状況に即した支援をするとしている。 　次に17ページをご覧いただきたい。施策の方向２「性と生に関する健康支援」の現状と課題についてである。誰もが生涯を通して健康であること、男女が互いに性差を十分に理解し合い、性と生殖に関して相手を尊重することが望まれる。特に女性ではリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点が重要である。豊島区では女性の性感染症が増加、また、人工妊娠中絶の割合が横ばいに推移しているという現状がある。また健康支援の取組を知っている区民はおよそ６割という現状もある。人格やジェンダー多様性などを踏まえた、いわゆる包括的性教育の普及、そして区が行っている健診等の取組の周知や啓発、また健康づくりの支援の充実が求められている。施策の方向の考え方の１点目は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての正しい知識の普及・啓発、２点目として、健診の充実とともに保健医療サービスの情報提供を目指すとしている。 　続いて20ページをご覧いただきたい。施策の方向３「多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備」の現状と課題についてである。社会の制度や環境、意識の中には、女性や子どもなどに対しての偏見や差別がいまだに残っていることが少なくない。また近年、インターネットやＳＮＳなどの新たなコミュニケーションツールの広まりにより、新たな課題やリスクも見られている。さらに、女性であることの生きづらさに加え、障害や高齢等、複合的な困難を抱えやすいことに留意し、セーフティーネットを構築する必要がある。また、性自認、性的指向の多様性が近年、認知され始めているが、誤った知識による偏見や差別により悩みを抱えている当事者や家族がいる。こうしたことから、あらゆる場面における人権意識の向上や多様性を尊重する意

	識の啓発などにより、差別や偏見を解消することが求められている。施策の方向の考え方としては、１点目がメディア・リテラシーの向上、２点目が安心安全に係る的確な情報発信、３点目が性別や性自認、性的指向に基づく差別や偏見の解消に向けた啓発活動の推進のほか、多角的な取組を推進していくとしている。 　続いて24ページをご覧いただきたい。目標２「あらゆる分野で女性が輝けるまち」の施策の方向１「働く場における男女平等推進」の現状と課題についてである。働く場において性別によらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる職場づくりが重要である。豊島区においては、出産、子育て世代の就業率の減少傾向が続いている。また、職場における男女平等の状況を見ると、区民調査でおよそ６割の区民が男性の方が優遇されていると感じており、職場が男女平等になっていると感じている方は２割未満となっている。女性が仕事を続けられるよう環境を整備すること、再就職、起業に向け、必要な情報やスキルの取得を支援するなどの取組が必要である。また性別を問わず、ハラスメントや均等待遇に関する理解を深めるよう、区民や事業者への啓発が求められる。施策の方向の考え方として１点目が出産、育児、介護等を理由に離職することなく、就労継続できる環境整備、均等待遇、ハラスメント防止のための区民や区企業に対する情報提供、２点目が女性の再就職、またスキルアップなど、就職活動のための情報提供、３点目が起業に関するノウハウを学ぶ講座を開催するとしている。 　続いて27ページをご覧いただきたい。施策の方向２「家庭生活と仕事の両立の支援」の現状と課題についてである。人生100年時代、それぞれの価値観やライフステージに応じた、多様な生き方が選択できる社会の実現が必要であるが、労働を巡る環境は厳しさを増している。男性の長時間労働、女性が担うことの多い家事が評価されないという問題、性別役割分担意識を解消すること、そして、男性が家事育児に対する意識と能力を高めることが必要になってきている。また、育児、介護の休暇制度の取得促進運動、就労環境の整備も重要となっている。施策の方向の考え方として、１点目はワーク・ラ

	イフ・バランスの促進、２点目は子育て施設や子育て支援事業の充実、３点目は介護離職することのない環境づくりを進めていくとしている。 　次に31ページをご覧いただきたい。施策の方向３「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」の現状と課題についてである。男女共同参画を推進するためには、あらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画し、双方の意見が平等に反映されることが重要になる。しかし、豊島区では区内企業で管理職に占める女性の割合が10パーセント以下である企業が多く、また区の職員も女性管理職の割合は20パーセントにとどまっている。女性管理職のロールモデルの提示や、女性のキャリアに対する意識啓発、また男性が積極的に家事、育児に参加するという経験も必要になる。施策の方向として、１点目は区の政策・方針決定過程の場においても女性の登用の促進、２点目は女性のエンパワーメントの支援、３点目は、職員一人一人のライフイベントに応じたキャリア形成の支援が必要だと考えている。 　次に34ページをご覧いただきたい。目標３「すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち」の施策の方向１「学習・啓発による男女参画意識の向上」の現状と課題についてである。一人一人が多様な生き方を選択でき、個性や能力を発揮するためには、男女共同参画に関する意識の形成が必要である。区民意識調査では、区民の男女平等、男女共同参画意識が向上しているという結果もあるが、その一方で社会通念や職場の中など、いまだ男性が優遇されているという現状もある。あらゆる場面、ライフステージにおいて、男女共同参画意識を啓発し、身近な行動変容を支援するようなきっかけづくりが必要である。施策の方向の考え方としては、１点目が教員に対する男女共同参画意識の向上、２点目がより多くの区民が適切な知識や情報を得ることができるよう、多様な方法によって男女共同参画意識の普及・啓発を行うとしている。 　次に37ページをご覧いただきたい。施策の方向２「地域活動における男女共同参画の推進」の現状と課題についてである。家庭と同様に、地域は人々によって最も身近な暮らしの場である。そこでの男女共同参画を進めること

	は、多様性のある社会の構築につながる。地域活動への参加は男性より女性が多くなっているが、一方、役職を担っているのは男性が多いという現状がある。また、地域における男女共同参画の拠点施設である男女平等推進センターの認知度は６割以上、認知されていないという状況がある。地域における男女共同参画の実現に向けて、意思決定の場への女性の参画の促進、そして、拠点施設である男女平等推進センターや、そこで行われる取組についての周知が必要となっている。施策の方向の考え方として、１点目は様々な分野において多様な視点がバランスよく反映されるように努めること、２点目は、男女平等推進センターの機能を充実するとともに認知度の向上を図る必要がある。 　最後に40ページをご覧いただきたい。プランの積極的な推進の現状と課題についてである。男女共同参画の施策は幅広い分野にわたるため、全庁的な取り組みを推進することが重要である。また、区民や事業者、ＮＰＯ等に対する広報、啓発の充実を図ることも求められている。施策の方向の考え方として、１点目が男女平等推進センターの機能の強化、２点目は区職員に対する研修の実施、意識啓発などを進め、区民、事業者、ＮＰＯと共に豊島区の男女共同参画を推進するような取組が必要になる。
会長	資料２－１について、何かご意見、ご質問等はあるか。では副会長、お願いする。
副会長	13ページのＤＶに関して、14ページに統計があり、男性も被害者になっている人が多い。全体としては主に女性が多いため、そこに重点を置いているのは仕方ないにしても、男性の被害者に対する支援などを、もっと力を入れても良いのではないかという気がする。
事務局	現状において、豊島区では当然、相談があればお受けするが、男性相談を積極的には実施していない。また、男性に対する支援は大変難しいところがあり、男性向けのシェルターは現状ではない状態である。ＤＶをなくすため、または加害者をつくらないための取組はしているが、男性被害者に対する支援というのは、まだ追い付いていない状況である。その部分を現段階で計画

	の中に盛り込むのは、なかなか難しいというのが実際のところである。
会長	この会議体は男女ともに入っているが、何か本件についてご意見がある方はいるか。私が個人的に気になっているのは、14ページの調査では、ＤＶ被害を受けたことがあるという本人の認識がある男性も７パーセントいる。社会的につくられた性差として、一般論として男性の負っている性役割から言うと、被害を受けていても言えていない可能性も当然ある。もちろん、女性も言えていない方はいる可能性があるので、男女平等という観点から言えば、今後、考えるべき話ではあると思った。
委員	２点ある。１つは13ページのＤＶの根絶と支援体制の充実のところであるが、ここで性暴力について触れられているかと思う。現在、児童に対する性犯罪が問題になっていると思うが、私の住んでいる近隣の市でも、教員が児童の性的な映像を盗撮していたということが大きな問題になっている。しかし、児童がそうした被害を受けたとしても、自分がされていることが何なのかということがよく分からない。これが性被害であるという認識ができていないということが、非常に多いのではないかと思っている。そうしたことから考えると、性教育の中に性犯罪の防止という視点を入れておくのも良いのではないかと思っている。それは13ページでなく20ページの多様性の尊重というところにも関わってくるので、どちらに入っても良いと思っている。 ２つ目は、24ページの「働く場における男女平等の推進」の施策の方向性についてである。区ができることで有効ではないかと思われるのが、民間企業と契約をして何かを納品する等の際に、その企業で男女平等やワーク・ライフ・バランスがどれぐらい進んでいるかということをポイント化し、取組が進んでいる企業に対しては選定するときに有利になるような仕組みづくりが、企業に対する働き掛けの有効な手段ではないかと言われている。そのため、ぜひ施策の方向として、そのことも取り入れてほしいと思っている。
会長	いずれも大変重要なご指摘であると思うが、事務局いかがか。
事務局	１点目の性犯罪については、20ページの施策の方向の考え方の２つ目で、性犯罪や性の商品化のないまちを目指すと記載しており、ここに含んでいる

	と考えている。また、２点目のワーク・ライフ・バランスについてであるが、施策の方向の考え方で、どこまで具体的な事業の内容を記載するかということに関わってくると思うので、検討させていただければと思っている。
会長	子どもに対する学校で起きる性犯罪は、私も大変大きな問題だと思っている。委員がおっしゃったように、被害者がそれを被害と認識できないことと、学校における隠蔽体質のようなことは非常に問題だと思う。事務局からお返事のあった20ページというのは、どちらかというと大人に関する教育・啓発であると感じている。委員がおっしゃったのは、おそらく区は小中学校を所管しているので、そうしたところの教育カリキュラムの中に入れてくことができないかというご意見であると思った。本件については、私もぜひやっていただきたいと思う。あともう１点、女性活躍に関して優れた企業に関して、公共調達の優遇というのは、これも既に中央政府や他の都道府県で実施しており、地方でも成果を上げていることもあるので、これは、ぜひ行政ができることとして前向きに考えていただけたらと思った。他の委員の皆様、何かご意見はあるか。
委員	私は男女平等推進センター・エポック10について質問がある。私どもは男女平等推進センターの登録団体である。男女平等推進センターは、男女共同参画の推進において非常に重要な拠点だと思っているが、認知度が低いというお話であった。これについて現状と施策の方で、それほど具体的に示されてなかったと思うが、現状の認知度を上げるための施策が何か具体的にされているのか。今、広報などでは、色々な講座などを周知していると思うが、紙の新聞を取っていない方も増えており、その辺は何か工夫がされているのか。あと、これからどのように、こちらの広報をしていく計画があるのかということを、お聞きしたいと思う。
事務局	広報については、紙媒体だけではなく、今後様々な手段を検討していく必要があると考えている。また、現在オンラインを使っての様々な講座や講演会等が実施できていない状況である。その辺も併せて積極的に整備を進めたいと思っているが、現段階で、そこまで書けるかどうかは非常に難しい。実

	際の事業としては、着実に進めていくとは思うが、計画の段階でそこまでをお示しできるかどうかは、今後検討させていただければと思う。 ただ、現状も様々なＳＮＳを活用したことをしているが、そこにいかに関心を持っていただくかが課題である。Twitter等では、それをまたさらに広めていただくことが重要と思うので、その辺の工夫は今後、さらに検討していきたいと思う。なお、本日いただいた様々なご意見等は、本日お答えできない部分もあると思うので、次回の推進会議の際にまとめて回答をさせていただくような形を取らせていただきたい。
会長	豊島区は皆様ご存じのとおり、生理の貧困問題にいち早く取り組んで、それを国が追い掛けるといったような、先進的な男女共同参画をしている。多くの人がそれを知るきっかけが報道だったりするが、実はその裏にはこういった会議体や、区長をはじめとして、男女共同を熱心にやっていることが地盤としてはあるので、そうしたことが周りに知られてほしいと思う。
委員	豊島区には色々な委員会があり、色々な分野に関して推進方針や計画が提案されていると思うが、それに関して発言したいと思う。８ページには豊島区男女共同参画推進条例の基本理念が挙げられており、そこには６番目に「外国人に対する基本理念の実現」がある。１つは、これに関して今回の計画の中にはほとんど触れられていないのではないかと思う。この条例は平成29年に改正されたとしているが、実は同じ時期に豊島区多文化共生推進基本方針も制定されており、私はその委員会に参加した。そこでは外国人という言葉を使わない方針が決まった。外国籍区民あるいは外国にルーツを持つ日本籍区民、外国籍住民など色々なカテゴリーを作り、どのような状況があるか具体的に確認し、極力、外国人という言葉を避けるべきだという結論を出した。 現在、外国人のままになっているが、条例の改正と同じ時期に決定したことであるので、他の方針と照らし合わせて、その言葉、表現に注意して、変更する必要があるのではないかということと、今回の計画には、この基本理念の６番に関してほとんど触れられてないという２点を申し上げたい。

事務局	ご指摘のとおり、外国にルーツを持つ方について記載がない状況である。様々な困難を抱えている方として括られている分野と思っており、その辺を検討させていただければと思う。
会長	例えばＤＶ相談などに関しても多言語化がどこまで進んでいるか、性別に加えて、国籍や文化という点が加わると、二重、三重に困難があったりする。多民族の文化が交差すると言ったりするが、こうしたところが今回の計画にどれぐらい反映されるかというところは、非常に大事だと思うので、ぜひ引き続き検討いただけたらと思う。
委員	多様性の中で外国籍の方に対する記述が少ないということ全く同感であり、気になっていたところであった。いくつかの困難が重なって、さらなる困難になってしまうというのも、非常によく分かるので、この辺りをご検討いただければと思った。また、13ページのＤＶについてである。ジェンダー平等という中で、最初に資料を読んだ印象として、まず女性に対する暴力の話が入ってくる。先ほど、ご意見もあったとおり、やはり最初から男性が性別で区別して除いていると受け止められないような表現をしていただいた方が良いと思った。私は民間の企業で人事部門に長くいるので、色々な人事政策にも携わっているところだが、今は働き方がコロナ禍で非常に変わってきている。この計画が５年間ということで、この辺りはそうした環境が変わってきていることが、どれぐらい計画に反映されているのかというところを、事務局の方に教えていただければと思った。
会長	時間の関係があるため、もう一人挙手いただいていた委員の方にコメントをいただいてから、次の資料に戻りたいと思う。
委員	13ページのところで、「ＤＶの根絶」と書いてあると思うが、根絶に向けてはやはりＤＶの加害者が重要になる。暴力根絶と一緒で被害者支援はもちろん大事だが、加害する人をゼロにしていかないと、根絶は難しいのではないかと思っている。その辺の取組をどう考えているのか、お聞きしたいと思う。また、確かに男性にも被害者はいるが、圧倒的に女性の数が多い。そのため、やはり女性に対する暴力が今の段階では重要である。半々であれば、男女と

	もと言っても良いと思うが、被害者の90パーセント以上が女性である。そうした現状に基づき、おそらく、女性と書いたのだと思った。
会長	事務局、何かコメントはあるか。
事務局	加害者を生まないために講座等をやっているが、そこで「ＤＶ」や「加害者を生まない」というストレートな表現をしてしまうと、区民においでいただけない。特に男性自身に参加いただくことが難しいということがあるため、その表現を変えた上で様々なアンガーマネジメントや講座等は実施している。それは施策の方向の考え方の中で、どういった形で表すのかというところを検討させていただければと思っている。加害者を生まないということで、対応を全くしていないということではないが、確かに今は被害者対応に大きな力を注いでいるという事実はある。
委員	40ページの「プランの積極的な推進」の施策の方向の考え方で、記載が男女平等推進センターと区職員に対しての２点が主なところとなっていると思う。ただ、今回のこの計画は５年間の計画である。実際に事業者向けの内容で女性活躍等の内容となってくると、主体は企業であったりする。 また、ＤＶや性犯罪では、警察の介入が必要になってくる。こうしたところの主体者が、必ずしも男女平等推進センターや区だけではなく、例えば本会議のメンバーにはいないが、企業の経営者の方たちに対して、しっかりと対応いただけるような推進体制をつくったり、警察トップ、それから民間が連携する体制をつくっていくというような施策の方向の考え方や、今後ある程度、多様な主体で取り組んでいくというような内容も盛り込む必要があると考えている。その辺についていかがか。
事務局	施策の方向と考え方のところで表現を工夫していきたい。
会長	では、続いて資料２－２の説明に入っていきたいと思う。事務局から資料２－２の説明をお願いしたい。
事務局	それでは資料２－２、第５次としま男女共同参画推進プランの指標案について説明する。掲載内容は施策の方向、第５次としま男女共同参画推進プランの指標、出典、現状値、目標値は、まだ現状値が出ていない部分もあるた

	め、全て空欄になっている。そして、一番右側に設定理由を記載している。施策の方向「ＤＶの根絶と支援体制の充実」では３つの指標を掲げている。そのうち、ＤＶに関して相談機関が周知されていると思う区民の割合と、区民の精神的・性的暴力に対する理解度を成果指標とし、ＤＶの相談件数を活動指標と位置付けている。 次に、「性と生に関する健康支援」については、子宮頸がん、乳がん検診の受診率を活動指標にし、４次プランから引き継いでいる。２番目に記載されているものが成果指標となっている。 また、「多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備」については、２点とも成果指標としている。いずれも協働のまちづくりに関する区民意識調査から、現状値を取る予定である。 次に、目標２「あらゆる分野で女性が輝くまち」の施策の方向「働く場における男女平等の推進」では２番目の再就職、起業における事業の参加者数が活動の指標となっている。そして、起業家に占める女性の割合を成果指標と位置付けている。 次に、「家庭生活と仕事の両立の支援」では、子どもスキップの待機児童数を活動指標、２番目に書かれている区民の割合を成果指標としており、こちらは４次プランから引き継いでいる。 次に、「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」では、審議会の女性比率および管理職に占める女性管理職の割合の両方ともが成果指標で、いずれも４次プランから引き継いでいる。 目標３「すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち」、施策の方向「学習・啓発による男女共同参画意識の向上」では、活動指標として共済事業の数、そして成果指標は、「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合を挙げており、４次プランから引き継いでいる。 次に、「地域活動における男女共同参画の推進」では町会の会長に占める女性の割合とし、４次プランから引き継いでおり、成果指標として位置付けている。また２番目の地域活動では、男女平等となっていると思う区民の割合

	について成果指標としている。 　最後に「プランの積極的な推進」についてである。男女共同参画推進プラン実施状況調査において、事業の取り組み状況が高評価の割合を成果指標としている。説明は以上となる。
会長	こちらについて何かご意見、ご質問等はあるか。
委員	先ほども施策の方向性について議論をしたが、プランを見ると、指標についても付け加えなければならないのではないかと思うが、今後、可能なのか。例えば、先ほど私が提案した子どもに対する性教育についても、指標として性教育の進捗状況などを付け加えることも可能だと思う。今後、可能なのか。 　そして、「すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち」のところで、町会の会長に占める女性の割合というのに加えて、ＰＴＡの会長ということも含めたらどうかと思う。
事務局	現在示している指標については、ある程度絞った形にさせていただければと思っている。なお、様々いただいている数値については、毎年の活動状況を、翌年の推進会議でご報告をさせていただいている。そうした場で、改めてお示しをさせていただければと考えている。
委員	「性と生に関する健康支援」のところだが、子宮頸がん、乳がん検診が横ばいというよりも落ちている。これを指標として出すというのは、落ちているから上げなければならないというのはもちろん分かるが、もう少し対策をしていくことができるというのであれば良いのだが、同じことになってしまうのであればどうか。先ほど、人工妊娠中絶も横ばいということになっていたが、何かもっと違った形のものも、出していただけたらなと思う。先ほど、性教育のこともあったが、下の「ライフステージに合わせた、心と体の健康づくりに関する支援が充実している」に「どちらかというとそう思う」と回答した区民の割合という指標も、こういう性教育のグラフなどもあったら良いと思った。
事務局	子宮頸がん等の検診については、国の第５次プランでも取り扱っている指標であり、前から引き続きということである。がん検診についてはコロナ禍

	のため下がったという理由もあり、この辺りについては引き続き、推移を見ていく必要がある項目と考えている。また、他のご意見については、改めて、まとめて次回の会議でお示しをさせていただければと思っている。
会長	他にご意見、ご質問等がある方いるか。
委員	指標の取り方についてであるが、私どもの方でも色々なところの事業で指標を取っている。ただし、去年と今年のコロナの状況で、大分色々な数字が通常データと違ってきており、なかなか比較が難しい。私どもの仕事の中でも、どのように表現しようかというのは、最近よく議論になっている。単に前年度のデータと並べると、その前はどうだったのかという話が出たりすると思う。今、具体的に思い付くわけではないが、何か基準ができると良い。
会長	非常に重要な点だと思う。国の男女平等に関する様々な統計を見ていても、2011年に関しては、東北４県を除いた数字を取って比較をしていたりする。やはり大きな出来事があると、前年比というものは指標として正確な意味を持たないということがあるので、今のご指摘は重要と思った。今の指摘に対して、事務局から何かコメントはあるか。
事務局	大変参考になるご意見と思っている。どういった形で計画の中に表現をするのが適当なのか、検討させていただければと思う。
会長	何か他にご意見はあるか。
副会長	２ページの一番上の、「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合について、以前から疑問に思っていた。まず、行政から区民の意識を変えるという意味だと思うのだが、区がやることで、そこまで区民の一人一人の意識が変わるというのは若干、疑問だと思う。また、非常に漠然としており、一見非常に良さそうであるが、他の目的もあるから良いが、こうしたことよりも、具体的に区ができることをメインに何か考えていった方が良いのではないかと思う。結果として、そういう目標を設定しても、具体的に直接、区がやっていることと区民の意識があまり連携しないのではないかと思う。
事務局	ご指摘のとおり、直接、区で行っている事業がこの指標に合致するということではないと思っている。しかし、設定理由のところに記載をさせていた

	だいているとおり、社会全体として性別役割分担意識にとらわれないことを目指し、区民の傾向としてどうなのかというところを捉えるという意味では、適した指標と考え、取り上げているところである。
会長	ほとんど同じ調査を内閣府がずっと経年変化を取っているということが、少し影響しているのかと思う。ただ、このような調査や意識に関する変化を求めることは、いろいろな行政で実施しているが、私も副会長の意見と近く、制度の設計や環境の整備の方が、むしろ行政の仕事なのかと思う。環境が変われば、人の考え方もそれに影響されて変わっていく面もあると思う。しかし、自由な社会においては、色々な意見の人が一定割合いるのかなという感じはしている。 次に、資料２－３の説明をお願いしたい。
事務局	第５次としま男女共同参画推進プランは、25の施策で構成されることを予定しているが、こちらの資料はその施策に紐付く事業とその内容、および担当所轄課を記載している。現行の第４次プランでは30の施策に対して88の事業があったが、この第５次プランではより区民や各所管課に分かりやすい、理解しやすい構成とするべく、プランの体系自体を変えているため、それに合わせて一部の事業については統合している。 全体的にスリム化した印象を受けると思うが、この計画における目標を達成するために必要な事業は網羅していると考えている。また、事業における担当所管課について、今後、各課が具体的に取り組む事業の内容をヒアリングし、同時に第５次プランにおける重点事業も決定していく。詳細については、後ほど資料をご覧いただければと思う。なお所管課については今後、ヒアリングで多少の増減があると予測されるので、ご了承いただきたい。簡単であるが、資料の説明は以上である。
会長	資料２－３に関連して何かご意見、ご質問等はあるか。
委員	それぞれの施策に所管課が書いてある。例えば男女平等推進センターは単独でやっているとか、そうした事例を行っていることは分かりやすいのだが、複数の課が取り組むようなものもあり、例えば９番は非常に多くの課が

	連携することになっている。こうした場合、企業では主管課ということで、1課が旗振り役になり、最後は調整を含めてやるという課がある。例えば、被害者の安全確保のための町内連携に関連して、被害者の情報が加害者に漏れてしまった、連携がうまくいっていなかった事例なども見聞きすることがある。主管課というものがあるのかないのか。また、あれば、どのように連携しておられるのかということを教えていただきたい。
事務局	確かにご指摘のとおり、９番では所管課ということで様々な課が関わっているわけであるが、どこがキーになるかというのはなかなか難しい部分がある。基本的には総合窓口課ということになろうかと思うが、ここで所管課ということで、それが独立課という表現が適切なのか。それとも、関わっているところを全て記載するのが適当なのかというところでは、所管課の表現、記載の方法について、検討させていただければと思っている。確かに、１ページの５番のように、所管課それぞれのところで対象を違えて同じように相談を実施しているというように、横並びの部分もある。こうした場合では、どこがキーになっているということがないため、この所管課の表現、記載方法については、検討させていただければと考えている。
委員	３ページの施策の方向の「性と生に関する健康支援」についてである。妊娠に関連する事業が、16番の妊産婦への支援の充実だけとなっている。妊娠に関するものが、区の事業自体としても少ないという印象がある。気になっているのが、こうした母親学級などももちろん大事であるし、包括的な性教育も大事だと思うが、現に、若年層の予期せぬ妊娠などの特に困難をお持ちの方についてである。そうした方に対する支援が、区として何かメニューがないのかなという印象を受けた。あるのであれば、素案の今後の課題の方に盛り込むなどの工夫が必要ではないかと感じた。
事務局	確かにこちらに記載があるのは保健所で対応している部分であるが、子育て支援課等においては望まぬ妊娠等の相談も受けている。他の分野でも子ども若者課や他で関わっている部署もある。その辺、それぞれの課とのヒアリングを今後予定しているので、所管課の追加といったようなこともあるかと

	思う。また事業の内容、記載方法も一部変更させていただくこともあるかと思う。
会長	他にご質問ご意見ある方はいるか。
委員	２ページ目の11番について、事業の内容で配偶者からの暴力を防止するとあるが、具体的にどういう形で防止するのか教えていただきたいと思う。
事務局	暴力の防止の部分の表現を改めたいと思う。配偶者暴力相談支援センターの機能強化について書くつもりであった。暴力の防止に対する強化ということではなく、現在、相談窓口の充実を検討していることから、こうした表現になってしまった。表現を検討させていただきたいと思う。
委員	つまり、暴力を防止するというわけではないのか。
事務局	そのとおりである。
委員	施策⑦「生涯を通じた健康づくりの推進」について、21と22は一緒だと思うが、20と23がこの中に必要なのかと感じている。先ほどの予期せぬ妊娠であるとか、そうしたものが今、若い人達の中で多くなっている中で、もう少し違う切り口でいけたらと思うので、お願いできればと思っている。
事務局	こちらの計画は男女平等推進センターが行っている事業だけではなく、区で行っているあらゆる事業を記載させていただいている。先ほど申し上げたとおり、事業内容や所管課等については今後、各課のヒアリングの後に変更する場合があるため、ご了承いただければと思う。
会長	それでは、議題３でその他にいきたいと思う。何か事務局からあるか。
事務局	特にはない。
会長	最後に事務局から何か今後について事務連絡があれば、お願いしたい。
事務局	次回、第３回の推進会議を９月の10日金曜日10時からオンラインで行うので、ご了承いただければと思う。オンラインでの会議にご参加できない方は、今後行う出欠確認の際にお申し出いただければと思う。
会長	その他は何かあるか。なければ本日の議題は全て終了である。以上をもって令和３年度第２回豊島区男女共同参画推進会議および女性活躍推進協議会を閉会する。